

答 申 書

第 1 松山市文書法制審議会の結論

松山市長が、令和 4 年 1 2 月 6 日に 4 松（道河整）第 3 3 4 号で行った保有個人情報を開示としない決定は、妥当である。

第 2 審査請求の経緯

1 本件開示請求

審査請求人は、令和 4 年 1 1 月 2 5 日、松山市長（以下「処分庁」という。）に対し、松山市個人情報保護条例（平成 1 6 年条例第 2 9 号。以下「条例」という。）第 1 4 条の規定により保有個人情報の開示の請求を行った（乙第 1 号証）。

2 本件処分

処分庁は、令和 4 年 1 2 月 6 日、審査請求人に対し、条例第 2 0 条第 2 項の規定に基づき、本件開示請求に係る保有個人情報を開示としない決定をし、通知した（乙第 2 号証）。

3 本件審査請求

審査請求人は、令和 5 年 2 月 2 4 日、審査庁たる松山市長（以下「審査庁」という。）に対し、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 8 6 号）第 2 条に基づき、本件処分を不服として審査請求をした。

4 松山市文書法制審議会への諮問

審査庁は、令和 5 年 5 月 2 3 日、本件審査請求を条例第 4 3 条第 1 項の規定に基づき当文書法制審議会に諮問し、当審議会の個人情報保護分科会は松山市文書法制審議会条例（平成 2 8 年条例第 7 号）第 6 条第 1 項第 2 号の規定により本件審査請求を調査審議することとした。

第 3 本件開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政情報の名称又は内容

〇〇町〇〇番地（以下「本件土地」という。）の買収確認書類一式、遺産分割協議書

第4 本件処分の内容

処分庁は、前記第2の2のとおり、本件開示請求に係る保有個人情報
を不開示とする決定を行った。

第5 本件処分の理由

処分庁は、前記第3の行政情報を取得していないため（現に保有して
いないから）不存在であることを理由として本件処分を行った。

第6 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査庁に提出した審査請求書及び令和5年3月31日付
け反論書によれば、要するに、その主張は次のとおりと解することがで
きる。

(1) 審査請求の趣旨

不開示決定の取消し及び本件土地に係る遺産分割協議書及び測量図
の開示を求める。

(2) 審査請求の理由

本件土地の登記原因が松山市による買収であるから、処分庁は遺産
分割協議書及び買収確認書類の測量図を現に保有しているはずである。

第7 処分庁の主張の要旨

弁明書(1)及び弁明書(2)によれば、処分庁の主張は次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する、との裁決を求める。

(2) 弁明の理由

ア 本件土地は、松山市が〇〇年度に実施した〇〇〇〇道路新設事業
で道路用地として取得した土地の一部である。本件土地とこれに隣
接する〇〇町〇〇番及び〇〇番は、取得当時は地目は畑であったが
その現況は近隣農地耕作者の通行の用に供されていた。松山市では
その当時、無償提供を受けることをこのような多くの者が利用して
いる土地を事業で整備する要件としていたため、それぞれの土地の

所有者から寄付の申込みを受けて所有権を取得しており、審査請求人も〇〇年〇〇月〇〇日、処分庁に寄付申込書を提出している。

イ 処分庁は、本件土地の登記原因が買収となっていることから、念のため、処分庁の職員に本件事業の土地買収に関する書類を搜索させたが、本件土地では売買契約書などの買収した場合には作成、保存されるはずの書類はなかった。

ウ 処分庁は、〇〇年〇〇月〇〇日、登記原因を買収した経緯を松山地方法務局で調査したところ関係書類が既に廃棄されていたため明らかにすることができないが、これら3筆の土地の当時の利用状況の同一性や、審査請求人から本件土地の寄付申込書の提出があった（乙第3号証）ことから、処分庁は本件土地を買収ではなく寄附により取得したといえることができる。

エ 寄附を受ける場合であれば、遺産分割協議書は当時から処分庁に提出され、処分庁は所有権の変更登記のための資料として法務局に提出したと考えられるが、当時は提出資料の還付手続や写しを保存する取扱いをしていなかったため、処分庁は現に同遺産分割協議書を保有していない。

オ 本件土地は寄附による取得であるから、処分庁はその価格を算出する必要がなく、そのための測量図は作成していない。

カ いずれにしても、これまで審査請求人に再三再四説明してきたとおり処分庁は本件土地に係る遺産分割協議書及び測量図を現に保有していないから、これらをどうにも開示しようがない。

第8 審議の経過

当審議会の処理経過は次の表のとおりである。

年 月 日	経 過
令和5年5月23日	諮問書の受理
令和5年7月25日	第1回審議・調査
令和5年8月30日	第2回審議

第 9 当審議会の判断

1 条例の基本的な考え方

条例は、個人の人格尊重の理念にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するための基本的な事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の推進に資することを目的としている（第 1 条）。

2 本件処分の内容

本件処分は、処分庁が、前記第 3 の保有個人情報が記録された行政情報を取得していないため不存在（現に保有していない行政情報は開示しようがない）として開示しない決定をした。

3 本件審査請求の争点

前記第 6 の審査請求人の主張及び第 7 の処分庁の主張によれば、本件審査請求の争点は、処分庁が前記第 3 の本件土地に係る審査請求人の遺産分割協議書又は測量図を保有しているかである。

4 争点についての判断

処分庁が前記第 3 の本件土地に係る遺産分割協議書又は測量図を保有していないとして不存在により不開示とした決定が妥当かについて判断する。

(1) 当審議会は、令和 5 年 7 月 25 日、本件土地の買収に係る審査請求人の遺産分割協議書又は測量図に加え、その他の関係書類を処分庁が保有しているかどうかを確認するため、処分庁に対して次の調査及び聞き取りをした。

(2) 調査は、処分庁により本件開示請求に係る書類を綴じた簿冊が特定・抽出されていたため、当該簿冊を処分庁の担当者に会議開催場所に持参させて、当分科会委員 3 名がその簿冊の全てを検分し、当該簿冊の書類確認及び当該担当者から必要な聞き取りをした。

(3) まず、処分庁の担当者に本件土地の買収に係る審査請求人の遺産分

割協議書又は測量図を保有していない経緯と理由について説明を求めたところ、当該処分庁の担当者は次のとおり述べた。

ア 本件土地とこれに隣接する〇〇町〇〇番及び〇〇番の土地は、所有者から寄附申込書の提出を受け、それぞれ本市が所有権移転登記をしている。本件土地については、処分庁は審査請求人が提出した寄附申込書を保有しており、隣接する他の土地と同様に寄附を受けたものと考えている。

イ 寄附で受けた場合でも買収した場合でも土地の所有権の変更登記の際には、現在と同様に当時も、遺産分割協議書がまずは処分庁に提出され処分庁はこの書類を法務局に提出したと考えられるが、寄附の場合には原本還付の手續や写しを保存する取扱いをしていなかったため、同協議書は現に保有していない。

ウ なお、買収の場合には原本還付の手續はしていないが、売買代金を支払う相手の確認書類として遺産分割協議書の写しを保有している。

(4) 次に、当審議会の個人情報保護分科会委員3人が買収に係る書類が綴じられている簿冊(〇〇年度〇〇〇〇ほか契約書(公有財産購入費))を検分したところ、本件土地に係る書類は何ら綴じられておらず、審査請求人が求める遺産分割協議書及び測量図が保有されていないことを確認した。

(5) また、処分庁が本件土地を寄附によって取得したと主張するため、寄附に係る一連の書類が綴じられている簿冊(〇〇年度寄附採納綴)を検分したところ、当該簿冊には審査請求人から処分庁に提出された本件土地の寄附申込書(乙第3号証)が綴じられていることを確認した。

(6) さらに、処分庁が寄附の登記をする際に遺産分割協議書が審査請求人から処分庁に提出され処分庁がこれを法務局に提出したと考えられるが、提出した書類の還付手續や写しを保存する取扱いをしていなかったため保有していない、また、寄附による取得であるためその価格を算出するための測量図を作成していないと主張するため、上記(5)の

簿冊を検分したところ、本件土地だけでなく他の土地でも遺産分割協議書の原本、その写し及び測量図は綴じられておらず、寄附に係る書類としてもこれらの行政情報を保有していないことを確認した。

(7) 以上の調査及び聞き取りの結果を踏まえ、当審議会は次のとおり判断する。

ア 審査請求人が開示を求める遺産分割協議書及び測量図は、上記(4)のとおり買収に係る書類が綴じられている簿冊を検分しても該当する書類はなく、処分庁は本件土地の買収に係る遺産分割協議書及び測量図を保有していない。

イ 上記(5)のとおり寄附に係る書類が綴じられている簿冊を検分したところ、審査請求人からの寄附申込書が残されていることを確認したが、当該簿冊にも遺産分割協議書及び測量図が綴じられていないことが確認できたこと、さらに、本件土地が処分庁が言うように、寄附されたものであったとしても遺産分割協議書及び測量図が現に保有されていることを確認することはできなかつたことから、いずれにしても、処分庁は遺産分割協議書及び測量図を現に保有していないということが出来る。

5 結論

以上のことから、処分庁が本件開示請求に係る保有個人情報をも存在により不開示とした本件処分は、妥当である。

よって、第1 松山市文書法制審議会の結論のとおり答申する。

令和5年9月6日

松山市文書法制審議会個人情報保護分科会

委員 桐木 陽子

同 河野 康之

同 牧本 公明